

Webセミナー 判例に学ぶ、 パワハラ判定の根拠と実務対応

2022年よりすべての企業にパワハラ防止措置が義務化された。人事部は実務対応に頭を悩ませている。

- ・ パワハラと指導の線引きは？
- ・ パワハラを主張している社員に問題がある気がする…
- ・ パワハラをしている自覚がない人にどう対応すればいいのか
- ・ 相談者から匿名調査で改善を求められる
- ・ 白黒はっきりつけるよりも、当人及び会社にとってより良い解決策はないのか

パワハラと認定された判例・されなかった判例を基に、パワハラの実務対応を再確認するとともに、人事部を悩ませるパワハラ発生時の実務対応を、労務に精通した弁護士がざり解説。

パワハラ対応でもう悩まない！

その時、人事部はどう動く？ パワハラ発生?!



執行役員・弁護士
ALG&Associates
谷川 聖治 氏

開催日

12/21 Thu.
13:30~15:30

特典

最新労働法令に対応できているか弁護士が確認！
就業規則簡易診断

ENTRY |

<https://www.obc.co.jp/2023pwhr>



ENTRY

<https://www.obc.co.jp/2023pwhr>

判例に学ぶ、パワハラ判定の根拠と実務対応

パワハラとはどのようなものかを知識として理解できていたとしても、実際に「パワハラで困っている」との訴えが従業員から出た場合に、社内でのどのような対応をすることが適切なのか・適切だったのか自信が持てない、ということはないでしょうか。

“パワハラがあった”と認定したときの処分はどのようにすべきか、“パワハラがあった”と断言できないときはどうすべきか、あるいは、調査したところ社員間の不調和にすぎないような事案ではどのような対応をすべきかなど、頭の痛い問題が多くあるかと思えます。

本セミナーでは、主にパワハラか否かという判断が難しいグレーゾーンの事例を扱い、弁護士目線での解説や見解を提示します。社内で起こる様々なパワハラ事案で日々お悩みの、人事担当の方の一助となれば幸いです。

- (1) パワハラとは何か？定義と企業が講ずべき防止措置
- (2) これはパワハラ？判例に学ぶパワハラ判断の基準
 - ①人格非難、いじめ・・・完全アウト判例
 - ②掃除や片付け等簡単な業務を指示、厳しい叱責・・・パワハラと認定されなかった事例
 - ③指導かパワハラか・・・最新パワハラ事例
- (3) パワハラが発生してしまった場合の実務対応
- (4) パワハラかどうかグレーな場合の実務対応
- (5) パワハラが発生しない組織と人事部の役割

※本セミナーは録画配信です。

※本セミナーは2023年10月26日開催の同名セミナーと同じ内容です。

※本セミナーは2022年以降に開催した同名セミナーと内容が重複する箇所がございます。



谷川 聖治 氏

弁護士法人ALG & Associates 執行役員・弁護士

東京弁護士会所属。大阪支部長代理、名古屋支部長を歴任し、現在は本部の執行役員を務める。日経新聞やNHKの記事や番組の監修等、メディアからの依頼も多数。著書には、「中小企業のためのトラブルリスクと対応策Q&A」（労働調査会）などがあり、企業側に立った法律問題に注力している。

弁護士法人
ALG
& Associates

会社の利益を守ります

就業規則など各種規則等の作成、退職勧奨・整理解雇など手続き支援、企業の利益を最大化するための様々な場面で会社を守る方策をご提案します。



判例に学ぶ、パワハラ判定の根拠と実務対応

日時	2023年12月21日(木) 13:30~15:30 ※Zoomで録画を配信いたします。
対象	経営者、人事労務責任者の方
定員	500名
共催	弁護士法人ALG & Associates／東京海上日動パートナーズTOKIO／宝印刷株式会社／株式会社オービックビジネスコンサルタント
お問い合わせ	株式会社オービックビジネスコンサルタント 坂本／山口 mail : obc-as@obc.co.jp

※ 講師・共催企業と同業の方、弁護士の方、個人の方はお申込みをお断りする場合がございます。

※ 講師・講演内容は予告なく変更になる可能性があります。